

Title	魏郁欣君提出博士学位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	2018
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.88, No.1 (2018. 12) ,p.157(157)- 162(162)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20181200-0157

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

魏郁欣君提出博士學位請求論文審査要旨

論文題目

「明清時代における福建の宗族と風水

―墳樹にかかわる諸問題を手掛かりにして―」

本研究の概要

本研究は墳樹、すなわち祖先の墓に植えられた樹木に関わる諸問題を手掛かりとして従来の歴史学における宗族研究に斬新な知見を加えたものである。

宗族とは共通の祖先をもつ中国の父系同族集団を指し、その淵源は遙か紀元前にまでさかのぼるものの、宋代、すなわち十世紀以降、華中南を中心に新興地主層が新たな形態で発展させた集住組織をさすのが一般である。とりわけ、十六世紀以降の人口増加とそれに伴う資源獲得競争の激化は共通の祖先に対する祭祀を実施することで同族間の結束を強化し、生存確保のための様々な行動をとることを促した。福建という地域はなかでも宗族組織が強い代表的な地域で、農業は他地域に比べ茶や煙草といった商品作物に頼ることが多く、それ以外では林業が盛んであることで知られている。本研究の問題関心は、そのような宗族が自らの祖先を祀る墳墓の周辺に生える樹木に与えた諸々の価値について、多様な角度からその意味を明らかにすることにある。

従来この問題は、人類学の立場から風水説（陰陽地理説）の一環として研究されてきた。風水説とは都城、住居、墳墓などの選定に際して、地理環境を重視する民間信仰をいい、墳樹の繁茂は、墳墓に眠る祖先の安寧や墳墓を維持する子孫の繁栄に直結するものとして重視されてきた。それに対し、魏君はこのような地域社会に普遍化した価値体系を前提にしたうえで、その墳墓に宗族が関わる行動には様々な目的があったことを指摘し、その行動はとりわけ十六世紀以降に見られる資源獲得競争と密接な関連があるとして、歴史学の立場から独創的な見解を表明した。

本研究は本論全六章からなり、巻末には付録として魏君自身が増補・改訂した「厦門大学民間歴史文献研究中心所蔵福建閩係族譜目録」を付している。以下、慣例に従って全体の構成が通観できる目次を掲げる。

序章

1 本研究の意義

(1) 宗族研究の意義 (2)「明清」という時代 (3)「福建」という地域

2 これまでの宗族研究の概要と残された課題

(1) 日本中国宗族研究 (2) 厦門大学を中心とする中国の福建宗族研究 (3) 宗族研究に残された課題

3 墳樹への着目とその意義

(1) 華南宗族と墓地風水 (2) 墳樹が意味するもの

4 本研究で用いる史料

(1) 族譜資料 (2) 判牘資料

5 本研究の構成と概要

第一章 墳樹認識の系譜

1 「不封不樹」から「封樹」へ

(1) 墳樹慣行の成立 (2) 墳樹慣行の普及

2 否定的認識から肯定的認識へ

(1) 儒教の立場から (2) 風水の立場から

3 儒教と風水との融合

第二章 墳樹をめぐる法規範の構築

—『大清律例』盗園陵樹木附律条例を中心として—

1 盗園陵樹木律に付された墳樹例

2 子孫盗売祖墳樹株例の成立過程

3 盗欣他人墳樹例の成立過程

4 姦徒知情私買墳壙樹木例の成立過程

5 墳樹例成立の背景

第三章 明代福建の宗族と墳林—万木林説話をめぐって—

1 墳林として描かれた万木林

(1) 楊達卿の万木林設置 (2) 万木林説話について

2 楊栄と個々の風水説話

(1) 楊栄と万木林説話 (2) 楊栄と白鶴山説話 (3) もうひとつの風水説話・白狸眠処説話

3 楊栄を取り巻く宗族の危機的状況

(1) 楊氏について (2) 楊栄の宗族統合への試み

第四章 清代の墳樹紛争に見る福建宗族の資源獲得戦略

—清流安豊羅氏を例として—

1 明末清初以降の汀州府清流県社会

2 清流安豊羅氏について

3 墳樹紛争

4 墳樹紛争の背後にあるもの

第五章 清代福建の宗族と墳樹—福州郭氏を具体例として—

1 福州郭氏について

2 福州郭氏と墓地風水の造営

3 墳樹盗伐事件

(1) 福州郭氏の墳樹盗伐事件 (2) 墳樹盗伐頻発化の社会的背景

4 福州郭氏にとっての墳樹

第六章 明清時代の福建における風水の詞訟化

—『莆陽讞牘』に即して—

1 明代中期以降の福建興化府社会

2 祁彪佳と興化府社会

3 祁彪佳がみた風水の詞訟化現象

(1) 『莆陽讞牘』のなかの風水関係事案 (2) 裁断の基準

(3) 誣告の目的

終章

付録 厦門大学民間歴史文献研究中心所蔵福建関係族譜目録

引用文献一覧

論文の要旨

序章では、これまでに日本・中国の歴史学における宗族研究のあり方を整理し、新たな研究において、時間としての明清時代、空間としての福建地域、対象としての墳樹を取り上げるそれぞれの意義について明らかにする。また、本研究が主に依拠した地域宗族の活動記録としての族譜、地域紛争の裁判記録としての判讀の、歴史研究におけるそれぞれの有効性についても触れる。

第一章「墳樹認識の系譜」では、明清時代以前の墳樹に対する認識の変遷を概観する。そして、漢代以降に生じた墳樹＝風水樹、すなわち祖先の安寧を維持する樹木という認識、さらにそれに対して程頤や朱憲に代表される宋代の新儒教知識人たちが付与した風水樹という理念が明清時代の福建の人々に共有されるようになったことを明らかにする。

第二章「墳樹をめぐる法規範の構築―『大清律例』盗園陵樹木附律条例を中心として―」では、『大清律例』盗園陵樹木律に附された法令（条例）の制定過程をたどることにより、清朝が十八世紀において民間墳樹の伐採・売却に対する法秩序を構築した事実を明らかにし、その法令制定の背景には儒教理念の規範化とともに、宗族内部で頻発していた樹木盗伐紛争を法によって解決して宗族社会の安定をはかることがあった点を指摘する。

第三章、第四章、第五章は、墳樹に関するそれぞれ具体的な事例に基づき、なにゆえ福建の人々が宗族組織を形成・維持し

ていく過程においてみずから墳樹に関与したかという問題を検討している。第三章「明代福建の宗族と墳樹―万木林説話をめぐって―」では、建寧府建安県の楊氏一族を取り上げ、十五世紀以降、風水思想の普遍的価値が共有されているという状況の下、風水説話を利用して自己の優位性を確立し、宗族内での勢力拡大することで、とかく離反しがちな族内諸派の統合をはかったことを明らかにする。

第四章「清代の墳樹紛争に見る福建宗族の資源獲得戦略―清流安豊羅氏を例として―」では、汀州府清流県の羅氏一族を取り上げ、彼らが近隣宗族との間で頻繁に紛争を起こすことで一族の繁栄に必要な資源を確保していく過程を明らかにする。羅氏は墳山に植えられた樹木と墓地風水との関係を強調し、墓地風水の損傷による祖先の不安を口実にして他姓の伐採行為の不当性を根拠づけ、こうした巧みな戦略によって樹木用益権を獲得した。これも

また福建地域に展開した紛争の特有のあり方であった、という。第五章「清代福建の宗族と墳樹―福州郭氏を具体例として―」では、十九世紀の福州城内の郭氏一族の艇地風水との関わり方を取り上げ、とりわけ墳樹の保護に執着した背景を明らかにする。科挙合格者を輩出して絶頂期にあった郭氏にとって墓地風水は単に一族の繁栄を求めために整えるだけでなく、それに加えて郭氏が繁栄した一族であるという既成事実を地域社会に再認識させるためのものだった、とりわけ樹木は墓地風水による一族の盛衰を視覚的に明示する最適な表象であった、と

いう。

第六章「明清時代の福建における風水の詞訟化―莆陽讞牘に即して―」では、前三章で取り上げた各宗族の行動様式を生み出した社会的背景について考察する。具体的には地方官僚の裁判記録を通して、「風水の詞訟化」、すなわち風水を名目にして頻繁に訴訟を起こす現象の普遍化を取り上げ、風水にまつわる共通認識を利用して資源獲得、報復、恐喝強盗など風水保護以外の目的を遂げようとする福建地域ならではの特徴を明らかにする。

最後に終章では、各章で展開した内容をまとめるとともに、同時期に福建地域で日常化していた凶頼、すなわち親族の「死」を利用して他人を恐喝したり訴えたりする行動様式もまた「人々が死者に対する畏敬の念を他の目的に利用する」一点で「風水の詞訟化」と共通するものと見て、その関連の追究が福建地域の特徴を説明するための突破口になるとの可能性を指摘する。

審査要旨

本研究の際立った特徴として挙げられるのは、「社会的安定・上昇戦略としての宗族形成」という、日本の明清史研究が取り組んできた問題設定を継承しつつ、これまで注目されることの少なかった墓地風水、特に墳樹について取り上げ、墳樹の伐採禁止をめぐる法令の整備、新儒教の影響が強かった福建宗族における墳樹の育成やその伐採をめぐる紛争などを分析し、明清

時代の中国社会の変化が、地域住民の行動や思想に及ぼした影響を具体的に明らかにした点である。

墳樹という、とかく見過ごされてきた小さな窓口を通して、明清福建宗族の実態に迫るという大きな課題に挑戦し、徹底した史料の読み込みによる手堅い実証研究によって多様なあり方を丁寧に検証して、従来の福建宗族研究に新境地を拓いたことは特筆に値する。さらに、宗族研究においては従来重視されることがなかった「判牘」という地方官僚が著した裁判史料を積極的に活用することで、宗族内部のみならず官僚の認識という外部からの視点でこの問題を論じたことも、本研究に豊かな独創性を与えている。

墳樹の伐採禁止令の背景となった、儒教と風水思想の融合という論点も大変興味深い。「孝の実践としての墳樹の育成、保護」という概念が成立し、清朝が公共資産である墳樹の総意なき売却から、墳樹の売却それ自体を禁止するようになった背景、さらには他人の墳樹の伐採や売却を禁止していた経緯をたどり、そこには人口増加による族内紛争や地域間抗争を解決しようとする意図が込められていた、とする論旨には説得力がある。福建に残された系図や、伝記を記録した族譜の博捜を通して具体的に描き出した個々の宗族が、風水説話や墳樹紛争を通じて族内統合や資源獲得競争を進め、地域社会における有利な地位を獲得していく過程を明らかにした各章は、本研究の白眉である。そこには各宗族が墳樹に求めた多様な戦略が、如実に活写されている。

これらの諸点は、魏君自身が終章で挙げた本研究の意義、すなわち①日本の宗族研究における空白部分を埋めたこと、②福建宗族をめぐる中国の先行研究を深めたこと、③風水を深く信じる個人の観念的な一面に偏った風水研究の研究動向を修正すること、観念的と現実的との両面を持つ明清時代の福建宗族の風水慣行を総合的に解明したこと、をいずれも確かなものになっている。

審査委員が共通して高く評価したのは、外国人留学生であった魏君の日本語論文の執筆能力である。平易な表現を用いつつ論旨はきわめて明快であり、ともすれば日本人の書く論文よりも読みやすいものであった。本研究は、その研鑽の成果が十分に発揮されたものといえる。

以上、評価できる点は多々ある。とはいえ、本研究が単位取得退学からあまり年月を経ずに提出された学位請求論文であるがゆえに、なお次のような若干の問題点がないとはいえない。一つは、判贖という新たな史料を利用することで、宗族の安定と上昇のための戦略としての墓地風水という枠組みを一層明確にしているものの、その反面、墳樹をめぐる訴訟が資源獲得、報復、強奪強盗といった現実的な目的だけで行われたような印象を強く受ける点である。それは用いた史料が描き出す認識、すなわち地方官僚の認識に依りすぎていたためであるのかもしれないが、当時の人々が実際にそのような現実的な側面だけで行動していたとは必ずしも限らず、いわゆる観念的な側面も視野に入れる必要があったのではないか。

二つは、福建地域に普遍化した「風水の詞訟化」を論じた第六章の位置づけである。史料上の制約もあって論及が明末の沿海部に偏ったため、本研究のモノグラフとしての流れにやや違和感を呈している。明末のみならず、清代、清末のあり方にも言及し、明清時代を通して論じたものにすれば、論文構成により安定感を増したに違いない。

三つは、福建地域以外のこうした問題との比較研究である。本研究は福建の地域史研究であり、これにさらに比較研究を求めるのは「瀧を得て蜀を望む」であるかもしれない。しかし、宗族における風水、墳樹、さらには「風水の詞訟化」といった事柄は、必ずしも福建地域に限ったことではない。宗族組織が強固な華南諸地域との相違点を明らかにすることで、福建の地域的特徴が一層鮮明になるように思われる。

しかしながら、これらの問題点は、いずれも魏君が将来に本研究を踏まえてさらに研究を発展させていく上で目標となる課題ともいべきものである。総じて、本研究は新時代の日本の中国史研究を背負って立つ有望な若手研究者の一人が生み出した魅力溢れる研究であるといえる。それゆえ審査委員一同は、本研究が博士(史学)の学位を授与するに相応しいものと判断する。

なお、以上の審査報告には、一昨年まで指導教授であった山本英史本塾名誉教授をはじめとして、菊池秀明国際基督教大学教授、山本真筑波大学准教授の三名の副査による、それぞれの専門的立場からの所見が併せて反映されていることを申し添える。

ておく。

論文審査担当者

主査 慶應義塾大学文学部教授・博士(学術)

岩間 一弘

副査 南開大学歴史学院講座教授・

慶應義塾大学名誉教授・博士(文学)

山本 英史

副査 国際基督教大学教養学部教授・博士(文学)

菊池 秀明

副査 筑波大学人文社会系准教授・博士(社会学)

山本 真

学識確認

岩間 一弘